

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8条 病院に、運営部門として、次の部、センター及び室を置く。</p> <p>看護部 薬剤部 医療情報企画部 医療安全管理部 <u>運営企画室</u> 診療報酬センター ベッドコントロールセンター 地域ネットワーク医療部 新病院整備推進部 病歴管理室 患者総合サポートセンター 品質管理室 事業場安全衛生管理室</p> <p>2～12 (略)</p> <p>第9条 病院に、先端医療研究開発機構を置く。</p> <p>2 先端医療研究開発機構に、次の部及びセンターを置く。</p> <p>医療開発部 クリニカルトリアルサイエンス部 臨床研究支援部 次世代医療・i P S細胞治療研究センター 先端医療機器開発・臨床研究センター 先制医療・生活習慣病研究センター クリニカルバイオリソースセンター</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 (同 左)</p> <p>看護部 薬剤部 医療情報企画部 医療安全管理部 <u>病院運営企画室</u> 診療報酬センター ベッドコントロールセンター 地域ネットワーク医療部 新病院整備推進部 病歴管理室 患者総合サポートセンター 品質管理室 事業場安全衛生管理室</p> <p>2～12 } (同 左)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p>2 先端医療研究開発機構に、次の部、<u>センター</u>及<u>び室</u>を置く。</p> <p>医療開発部 クリニカルトリアルサイエンス部 臨床研究支援部 次世代医療・i P S細胞治療研究センター 先端医療機器開発・臨床研究センター 先制医療・生活習慣病研究センター クリニカルバイオリソースセンター <u>戦略・広報室</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。</p>